

平成13年2月1日(木曜日)第1回臨時会

出席議員(23名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	13番	新宮征一	議員
14番	佐藤穎男	議員	15番	伊藤諭	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	松田伸一	議員
20番	井上勝藏	議員	21番	那須稔	議員
22番	遠藤聖作	議員	23番	伊藤昭二郎	議員
24番	佐藤清	議員			

欠席議員(1名)

12番 渡辺成也 議員

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	松村眞一郎	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安達勝雄	土木課長
片桐久志	都市計画課長	安彦守	下水道課長
佐藤毅	農林課長	那須義行	商工観光課長
芳賀友幸	健康福祉課長	保科弘治	教育長
石川忠則	管理課長	斎藤健一	社会教育課長

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	柴崎良子	調査主査

議事日程第1号

第1回臨時会

平成13年2月1日(木)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 議第1号 寒河江市教育委員会委員の任命について
- ” 4 議案説明
- 5 委員会付託
- ” 6 質疑、討論、採決
- ” 7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(「寒河江市医療費支給に関する条例の一部を改正する条例」の一部を改正する条例)
- ” 8 議第 2号 平成12年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)
- ” 9 議第 3号 平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- ” 10 議第 4号 左沢線寒河江駅構内自由通路新設工事委託に関する基本協定の締結について
- ” 11 議案説明
- ” 12 質疑
- ” 13 予算特別委員会設置
- ” 14 委員会付託
- 休 憩
- 再 開
- ” 15 委員会審査の経過並びに結果報告
- (1) 厚生委員長報告
- (2) 建設委員長報告
- (3) 予算特別委員長報告
- ” 16 質疑、討論、採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 号に同じ

開 会 午前9時30分

佐竹敬一議長 これより平成13年第1回寒河江市議会臨時会を開会いたします。

本日の欠席通告議員は渡辺成也議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

市長よりあいさつの申し出がありますので、これを許します。佐藤市長。

佐藤誠六市長 おはようございます。

貴重な時間をお借りしまして一言ごあいさつ申し上げます。

昨年の12月に行われました市長選挙におきまして5たび当選するところの榮譽を与えられまして、責任の重さを十分かみしめながら、より一層清新な気もちで政治に取り組んでまいりたい、このように思っております。

新しい世紀に入ったわけでございますけれども、21世紀の課題の基盤をつくることになお一層頑張りたいと思いますし、また、市民の幸せのために尽力したい、このように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議員各位並びに市民の皆様のなご一層の御協力、御鞭撻をちょうだいしたいと思います。

ありがとうございました。

佐竹敬一議長 本臨時会の運営につきましては、1月29日開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

佐竹敬一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において2番松田 孝議員、13番新宮征一議員を指名いたします。

会期決定

佐竹敬一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日1日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

第1回臨時会日程

平成13年2月1日(木)開会

月 日	時 間	会 議	場 所	
2月 1日(木)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、教育委員会委員任命議案上程、同説明、質疑・討論・採決、議案上程、同説明、質疑、予算特別委員会設置、委員会付託 議 場	
	本会議休憩中	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
		総 務 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		文教経済 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		厚 生 委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
		建 設 委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	2階会議室
		予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
委員会・分科会 終了後	本 会 議	再開、委員長報告、質疑・ 討論・採決、閉会	議 場	

議案上程

佐竹敬一議長 日程第3、議第1号寒河江市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
この際、大泉愼一教育委員長の退席を求めます。

〔大泉愼一教育委員長 退席〕

議案説明

佐竹敬一議長 日程第4、議案説明であります。
市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第1号寒河江市教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

教育委員会委員のうち大泉愼一委員、並びに秋場正良委員が本年2月28日をもって任期満了となりますので、大泉愼一氏につきましては引き続き、また折原 敬氏につきましては、新たに任命いたしたく御提案するものであり、御同意くださるようお願い申し上げます。

以上です。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第5、委員会付託であります。

ただいま議題になっております議第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第6、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第1号に対する質疑はありませんか。

(「省略」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第1号を採決いたします。内藤 明議員。

内藤 明議員 採決の方法について、議長をお願いをしたいというふうに思います。

大変重要な人事案件でありますので、それぞれの方々について、別々に無記名投票で採決をされるよう希望します。

佐竹敬一議長 ただいま内藤 明議員より、議第1号の採決については、無記名投票の要求がありました。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

賛成者3名であります。

所定の賛成者がありましたので、この採決については、無記名投票をもって行います。

最初に大泉愼一氏を教育委員会委員に任命することについての採決をいたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする議員は「賛成」と、否とする議員は「反対」と記載の上、点呼に応じ順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。事務局長。

安孫子勝一事務局長 では、私から点呼を申し上げます。点呼の順は議席順に行います。

順次、投票記載所におきまして記載の上、投票箱に投票願います。

2番松田 孝議員、3番猪倉謙太郎議員、4番石川忠義議員、5番荒木春吉議員、6番安孫子市美夫議員、7番柏倉信一議員、8番鈴木賢也議員、9番伊藤忠男議員、10番高橋秀治議員、11番高橋勝文議員、13番新宮征一議員、14番佐藤穎男議員、15番伊藤 諭議員、16番佐藤暘子議員、17番川越孝男議員、18番内藤 明議員、19番

松田伸一議員、20番井上勝・議員、21番那須 稔議員、22番遠藤聖作議員、23番伊藤昭二郎議員、24番佐藤 清議員。

以上です。

〔投票〕

佐竹敬一議長 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に松田 孝議員、伊藤忠男議員、松田伸一議員を指名いたしたいと思いを。

〔開票〕

投票の結果を報告いたします。

投票総数 22票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

賛成 21票

反対 1票、以上のとおり賛成が多数であります。

よって、大泉愼一氏を教育委員会委員に任命することについては、これに同意することに決しました。

ここで大泉愼一教育委員長に着席を求めます。

〔大泉愼一教育委員長 着席〕

次に、折原 敬氏を教育委員会委員に任命することについて採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする議員は「賛成」と、否とする議員は「反対」と記載の上、点呼に応じ順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。事務局長。

安孫子勝一事務局長 では、先ほどと同じように、議席順を申し上げていきます。

2番松田 孝議員、3番猪倉謙太郎議員、4番石川忠義議員、5番荒木春吉議員、6番安孫子市美夫議員、7番柏倉信一議員、8番鈴木賢也議員、9番伊藤忠男議員、10番高橋秀治議員、11番高橋勝文議員、13番新宮征一議員、14番佐藤頼男議員、15番伊藤 諭議員、16番佐藤暘子議員、17番川越孝男議員、18番内藤 明議員、19番松田伸一議員、20番井上勝・議員、21番那須 稔議員、22番遠藤聖作議員、23番伊藤昭二郎議員、24番佐藤 清議員。

以上です。

〔投 票〕

佐竹敬一議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に荒木春吉議員、高橋秀治議員、伊藤 諭議員を指名いたしたいと思いを。

〔開 票〕

投票の結果を報告いたします。

投票総数 22票

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち賛 成 22票

以上のとおり賛成全員であります。

よって、折原敬氏を教育委員会委員に任命することについては、これに同意することに決しました。

議案上程

佐竹敬一議長　日程第7、承認第1号から日程第10、議第4号までの4案件を一括議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第11、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、承認第1号専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

寒河江市医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について平成12年12月7日可決をいただき、平成12年12月12日公布をしたところでありましたが、医療費支給事業の円滑な運営を図るため、寒河江市医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、専決処分を行ったものであります。

改正の内容は、当分の間これまでと同額の一部負担金等とし、医療費支給を行うものであります。

承認1号について議会を招集する暇がなく、急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであり、その承認を得ようとするものであります。

次に、議第2号平成12年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、大雪による道路等の除排雪経費等を追加計上し、さらに国の第1次補正予算の内示に伴う学習活動支援設備整備事業費を計上するものであります。

その結果9,128万8,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ155億2,707万3,000円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

第3款民生費については、保育所の雪下ろし経費として53万2,000円を追加計上するものであります。

第6款農林水産業費については、農道除雪への支援策として、果樹園芸作物生産振興事業費補助金に75万6,000円を追加計上するものであります。

第7款商工費については、本町駐車場の除排雪経費として72万5,000円を計上し、さらに商店街排雪への支援策として、商工業活性化推進事業費補助金に45万円を追加計上するものであります。

第8款土木費については、除排雪経費として7,020万円を追加計上するほか、雪害による寒河江公園の倒木処理経費として280万4,000円を計上するものであります。

第10款教育費については、小・中学校の雪下ろし及び除排雪経費として1,134万8,000円を追加計上し、さらに国の第1次補正予算の内示に伴う学習活動支援設備整備事業費として447万3,000円を計上するものであります。

これら歳出予算に対する歳入については、地方交付税4,445万7,000円、県支出金345万4,000円、繰越金4,337万7,000円の追加で対応することにいたしました。

次に、議第3号平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国の第1次補正予算を受けての処理場設備増設事業費の追加計上等であります。その結果、9,430万円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ29億8,521万円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、浄化センター管理費を490万円減額し、浄化センター建設費に9,920万円を追加計上するものであります。

この歳出予算に対する歳入については、国庫支出金5,500万円、市債3,930万円を充当するものであります。

第2表の地方債補正については、公共下水道事業債の限度額を変更するものであります。

次に、議第4号左沢線寒河江駅構内自由通路新設工事委託に関する基本協定の締結について御説明申し上げます。

駅前中心市街地整備事業は、都市機能の充実強化、商業機能の再編などにより、にぎわいと魅力ある中心市街

地の形成を図るものであり、平成14年に開催されます第19回全国都市緑化山形フェアに向けて、本市の玄関口となる駅前広場等駅周辺の工事を行っているところであります。

移転補償による駅舎等JR関連施設の移転につきましても、平成12年度、13年度に実施されます。そのような中で、自由通路は橋上駅舎と一体構造であり、他の施設の工事と密接に関連するため、JR施設の移転工事と一体的工事を計画しております。

このことから自由通路の新設工事は、鉄道施設全体を工事する東日本旅客鉄道株式会社と委託に関する基本協定を締結し、平成12年度から平成13年度にかけて実施しようとするものであります。

この委託協定は地方自治法第96条第1項第5号に規定する工事の請け負いに準ずるものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。

以上、4議案を御提案申し上げましたが、よろしく御審議の上、承認、御可決くださるようお願い申し上げます。

以上です。

質 疑

佐竹敬一議長 日程第12、質疑に入ります。

承認第1号に対する質疑はありませんか。川越孝男議員。

川越孝男議員 念のためにお尋ねをしますが、12月7日に改正された条例を12月5日に改正前に戻さなければならなかった理由をお伺いいたします。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 お答え申し上げます。

医療費の支給事業につきましては、県の補助制度を受けまして実施しているものでございまして、その中の一部負担金の額につきましては、従来から老人保健法の規定を準用してきたところでございます。

今回も12月に老人保健法が改正されまして、ことし1月1日から施行されると、こういうことになりまして、このことを改正理由としまして、12月の定例会に改正案を御提案申し上げまして、御可決をいただいたところでございます。

このことにつきましては、当然のこととしまして、県の方からも既に改正老人保健法を準用するという内容の通知をいただいておりますので、これによって対応したところでございます。

しかし、その後におきまして、県の方針が変更になりまして、改正老人保健法を適用しないで一部負担金はこれまで同様の額とするということに変わったところでございます。

そこで本市としましては、医療費支給事業を円滑に実施するためには、一部負担金の額をこれまでと同様にする必要がありましたので、12月定例会で御可決いただいた一部改正の条例をさらに一部改正する手続をとらせてもらったと、こういうことでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 今、お答えをいただいたわけでありましてけれども、承認第1号については、確かに県の指導の不十分さがあったことも事実だというふうに私も思います。

しかし、今回の専決処分は議会を軽視しているという問題や、あるいは12月議会での条例の一部改正提案は市当局の早とちりといえますか、勇み足というか判断のミスといえますか、そういうことがあったのではないかという指摘を申し上げまして、3点についてお伺いをしたいと思います。

今回の専決処分の理由が議会を招集する暇がなく、急を要したためというふうに理由が書かれているわけでありまして、確かに地方自治法では議会を招集する暇がなく急を要した場合には、専決処分が認められているわけでありまして。

そして、その判断も長の裁量権であることはそのとおりであります。しかし、その判断には議会を開く暇がないというこの判断には、客観性がなければならないというふうになっているわけでありまして。

ところが今回の場合、12月議会の会期などを審議した11月21日の議会運営委員会では、人勤の関係などもあって、もし12月の会期中に人勤が決着しない場合には、臨時議会を開催しなければならない。そして、市長選挙後の12月25日にその臨時議会を予定されておったということもお聞きをしています。

また、市長選挙にしても、西村山の広域議会などにしても、11月21日の議会運営委員会の段階で既に知り得たことでありまして、議会を招集する暇がなかったとする状況の発生にはなかったというふうに思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

2つには、12月議会での追加議案を審議した12月5日の議会運営委員会においても、人勤絡みの6議案については確認されましたが、今回議題になっている寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正については、もしかすると追加になるかもしれないということだったそうであります。

そして、当局は6日に厚生省のインターネットを通じて、官報を告示した旨をつかんだので、翌7日の12月議会の最終日に正式に追加議案として提案されたわけであります。

この助成制度は先ほどの課長の答弁にもありますように、県と市とのタイアップの施策であります。さらに、12月1日付県の事務連絡、この文書でも変更もあり得るので留意するようにと記載されているわけでありますし、追加議案にする段階で、市当局は厚生省との確認だけでなく、県との連絡を取り合うべきだったと思います。

このことをしないで正式追加議案として提案したことは、問題であったのではないかというふうに思うわけでありますが、このことについての市長の見解をお伺いいたします。

3つには12月議会での議第94号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についての改正理由が、先ほど課長の答弁にもありましたように、老人保健法の一部改正及び中央省庁等の再編に伴い、所要の改正をするというものだったのであります。

ところが、法改正に伴って改正されたはずの条例が1週間後に専決処分までして、条例を元に戻さなければならないという結果から見ても、その理由は適切を欠いていたのではないかと思います。市長の御見解をお伺いいたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 その件に当たりますは、助役の方から答弁させます。

佐竹敬一議長 助役。

村松眞一郎助役 この件につきましては、市長から基本的な話があり、また担当課長からも経過についてお話があったわけです。

お話がありましたように、地方自治法第179条第1項に普通地方公共団体の長において、議会を招集する暇がないときには、専決を認めるというふうになっているわけです。

お話がありましたように、12月中には市長選があると、そういうことで、しかも17日に告示、そして24日に投票と、そういうことがありましたので、その日程などについては、お話がありましたように、11月中に一応決めていたと、そういう過程があるわけです。

それで、理由につきましては、まさに12月中に市長選挙があって17日に告示があり、24日に投票ということがありましたので、対応しないといけないということがありますし、それからもう1つは、先ほどお話がありましたように、やはりこれが県とのいろいろな調整がありましたけれども、いつ国でそのような改正が行われるかということを私たちの方では県とも十分連絡をとりながら待機しておったと。

ところで、12月6日でしたか告示されたというようなことがありましたので、直ちに議運を開催していただいて、その中で議運の了解を得て提案したということがありますので、これは1つの手続としても私は間違っていないと、そのように思っているわけです。

そして、さらに25日に開けるのではないかとすることはありますけれども、一応議決をして、そして告示しておりますので、住民に対する周知徹底ということがあるわけです。そういうことからすると、やはり直ちにそれについては対応していかないといけないと、そういうことがありましたので、20日に全戸にチラシを配布して徹底をさせていったと、そういうことです。

それから、手続においても、やはり議会の会派の代表者会を開催して、基本的な了解を得て、一部反対の御意見もありましたけれども、そして進めさせていただいたということで、手続上にも私は瑕疵はないと、そのように思っているところです。

議会を軽視しているのではなくて、むしろ非常に尊重しながら対応したと私は思っております。

あとの最後の3点につきましては、担当課長からお願いします。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 この議案の提案につきましては、直前までやらせていた

だきました。

そして、先ほど来、助役から答弁がありましたように、国の法律の告示を確認した後に提案追加をさせてもらったと、こういった経過でございます。

県の方針変更がなされたというのは、12月11日になされたわけでありまして、追加議案をお願いする際には、12月1日の県からの通知の内容とおりというような方向であったわけでございます。御了解をいただきたいと思っております。

それから、改正の理由でございますけれども、もともとになっている基本的な法律が老健法でございます、本市の条例の中にもすべて老健法の字句が入っております。したがって、この老健法の改正に伴う改正という理由を提案理由とさせていただきますところでございます。これまでもそういった形で理由を述べておるところでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 今、助役なり市長なり担当課長から答弁があったわけでありまして、やはり……

(「もっと簡潔に」と呼ぶ者あり)

確かに、今回の議会の冒頭、市長から5選を果たしての表明もありました。やはり私は謙虚に指摘をしていることを受けとめていただきたいというふうに思うんです。

12月議会で法律改正があったから、条例も改正さんなねなどというものであれば、法律は改正されたままですから、条例もそのままいかなければならないんですが、元さ戻しているわけですね。

したがって、それは確かに法律改正になったけれども、今回の乳幼児やあるいは重度の心身障害者に対する医療費の支給の問題は寒河江市独自のものでなくて、県とタイアップした、一緒になった施策なんですね。

したがって、当然12月議会に6日に提案する際に、一緒になってこの制度をつくっている県にどうしますかと、寒河江市は市長選挙の関係で12月定例会を早目にやっていますけれども、県の方はどうですかと一言問い合わせをすれば、その時点で問い合わせしたところに対しては、県ではちょっと待ってくださいというような形になっているわけですから。

そしてましてや12月1日のそういうふうなことで、国の法律も変わったからという予告的な文書でも変更もあり得るということが明記されているわけですね。

したがって、そのことをしないで7日に正式に追加提案した、それは議運にかけたり会派代表者会議にかけたりという、この手続は私も認めます。

しかし、執行部がこの提案をする提案権を持っているわけですから、最終的な提案権を行使する段階での当局の判断に不十分さがあつたのではないですかということを指摘しているんです。そのことを謙虚に受けとめてもらってやらないというと、5選果たしての第1回目の議会との執行部の対応が何をか言わんやになりはしないかと思うんです。

地方自治法でも専決処分は客観性がなければならないとなっている。客観性がない中でそういうことをやったりなんかするというと、市長の執行権の乱用ではないかというふうに指摘をされるようなことにもなりかねますので、私の指摘した点について、改めてそこをもう一度県へ確認すればこういう専決処分をしたり、1週間後に条例をまた直したりなんかということを避けられたのではないかというふうに思いますので、今後そういう不手際を起こさないために、市長の決意のほどをお伺いをしたいと思っております。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 これまで説明申し上げましたように、県と一体となっていくところの制度でございますので、法律が改正になるということがわかっておりましたので、県の方の態度はいかがかと、こういうことで、最後まで県の意向を聞いたわけでございます。

そういう中で、12月6日に法律の改正があったわけでした。そして、県の意向が12月7日に出された
と、こういうことですが、その時点までにはうちの方としましては、追加提案の手續をせざるを得ない
と、こういうことでしたので、そういうことをやると、こういう経過があるわけでした。

その間いろいろ、助役等から申し上げましたように、議会の方にも話を申し上げ、御理解をちょうだいし
まして、手續を進めてきたところでございます。

13年1月1日施行というような法の施行の制度でございますから、それに市民の方に十分お話をし
て徹底するということをするならば、やはり今回の追加提案、そしてそれに続くところの元に戻したところの専決処分とい
うものは、私は最大限の努力を払ってやると、このように思っておりますので、これを称して
議会を軽視した云々というようなことは毛頭ございませんので、御理解はいただけるものと思っております。

佐竹敬一議長　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第2号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第3号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第4号に対する質疑はありませんか。

遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員　幾つかお伺いしたいと思います。

この左沢線の自由通路の部分についての工事の委託契約に関する議案でありますけれども、この6億2,370万
円に協定金額が設定された根拠、あるいは経過はどういうことだったのか、ひとつお聞かせいただきたい。

それから、下水道の契約などのやり方などと同じだということでもありますけれども、そうすると今後の推移と
しては、この契約はJR東日本の方に移りまして、そこで業者を指名して、JR東日本が指名する業者に仕事が
落札されるというふうな経過をたどっていくと思うんですけれども、その際のさっき言った金額が妥当であるの
かどうかとうことの透明性がどのような形で確保されるのかお伺いしたい。

それから、山形新幹線の駅舎新築あるいは改築の事業が相当数この間あったわけですが、その建設工事
を請け負った業者はほとんど県外の業者であったわけでありまして。

本来、こういう種類の事業を発注する場合は、これまで寒河江市の場合ですと、地元企業を優先して指名して
仕事を地元で落とすというようなやり方も大部分やられてきたわけでありまして、このJRの駅舎、自由
通路については、そうではない形になっていくわけで、そうでなくてさえ仕事がない中で、こういう点がどのよ
うに配慮されるのか、発注の形態等について、寒河江市としてどのようなに考えているのか、3点目はお伺い
したい。

以上であります。

佐竹敬一議長　都市計画課長。

片桐久志都市計画課長　それでは、お答え申し上げます。

1点目の経過でございますけれども、この詳細設計に当たりましては、鉄道施設という専門的な内容ござい
ますので、JR東日本の方に詳細設計の委託をさせていただいて、その成果品に基づきまして、積み上げられた
数字がきょう御提案させていただいている額になっているというふうなことでございます。

その内訳でございますけれども、建築工事、これについては自由通路そのものとトイレ、南側に1カ所、北側
に1カ所、これが建築工事でございます。

それにエレベーター2基、南側、いわゆる元町、若葉町側に1基、それから今の駅前側に1基というふうなこ
とでございます。さらに、電力の設備等々がありまして、それらが工事費というふうなことになってござい
ます。

さらに、JRの方に委託工事、いわゆる工事の請け負いではございません、工事をJR側に委託するわけですので、JR側の労務等々の管理費、さらには消費税相当額がトータルになりまして、きょうお示している6億2,370万円というふうな額になっておるわけでございます。

それから今後の推移、委託した後どのようになっていくのかというふうな御質問でございますが、これについては、今度JR側で鉄道の専門の工事をする会社というふうな規定がございまして、それにつきましては、工事の安全を最優先するというふうな考え方から、社団法人日本鉄道施設協会認定の工事管理者、さらに列車見張り員の2つの有資格者を有している建設会社を指名すると、こんなことになっているようでございます。

先ほど議員の方からは、県外の大手というふうな話もありましたけれども、なお、私ども聞いておりますところによりますと、山形県内には10社程度のそういうJR関連の仕事ができる会社があるというふうなことはお聞きしておるところでございます。

それから、金額の妥当性というふうなことでございますが、当然一般のこういう市役所とか学校みたいな公共物の建築物とは異なりまして、それぞれ鉄道専門の工事仕様の設計というふうなものがあるようでございます。当然単価もありまして、それらの歩掛かりを用いて積算された結果がこのような額になっているというふうなことです。

それから、妥当性というふうなことでございますが、当然この自由通路についても、国の補助金が入ってまいります。町並み総合支援事業の対象事業でございますので、補助金、さらには補助残については、起債も充当になるというふうなことでございます。

当然そうなれば、会計検査院の調査というようなものも入ってきますので、それらを全部クリアしなければならないわけでございますので、クリアする内容でもって積算されているというようなことでお聞きいたしておるところでございます。

それから発注の形態でございますが、先ほど申し上げましたように、JRという安全を第一義的に考えなければならぬ工事でございますので、それらの有資格者の社員を持っている会社を指名することというふうなことになるわけでございますが、県内の業者が元請になるか、また県外の業者を交えての指名になるかちょっとわかりませんが、その後の下請け等々については、可能な限り地元の業者さんも入れてほしいと、協力企業として加えてほしいというふうな要請は、これまでも私どもは申し上げてきているところでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 私は基本的に情報公開の時代の流れに沿って、行政は事業を進めるべきだというふうな考えておまして、そういう立場に立てば、1つはこの積算の積み上げの根拠が明らかになっていないというまま、こういうやり方がまかり通るといことは問題があるのではないかと。

しかも、この設計監理も全部JRがやるということであれば、JRという1つの村の中ででき上がったものを行政がお金を支払うというふうな形になっているわけでありまして、そこら辺がどうも闇の中に隠されている部分が相当あるのではないかとというふうに思います。

ちなみに、新庄駅の新幹線の自由通路、これはストリートギャラリーというそうでありますけれども、これが6億7,500万円の予定でJRに任されたというふうな話を聞いております。

これは線路の幅員あるいは高さ等は左沢線の比ではないというふうに私は思いますけれども、しかも通路の幅員が寒河江の場合は5メートル、この新庄の場合は6メートルということで、幅員も大分違うようであります。

しかもこの事業費の中には、駅の東部分の用地の取得費も入った金額だというふうな話を聞いております。さらに施設の中にはエレベーターのほかにエスカレーターも設置されているということでありまして、そうしますと6億7,500万円と今回寒河江市が協定しようとしている金額6億2,300万円、5,000万円ほどしか変わらないわけでありまして、その精査、比較が私たちには材料がないわけですので、しょうがないわけです。

ただ、その工事のでき上がりの中身とかその比較で単純に見ますと、大分新庄の方が金がかかっているにもかかわらず、ほぼ寒河江のと金額的にはほとんど変わらない、用地取得費等除けばですね。そういうふうなことが実際に1つの例としてあるわけでありませう。

こういうふうなことがあればこそ、ぜひ私どもにもその積算のおおよその根拠は示してしかるべきではないかというふうに思うわけでありませうけれども、どのようにお考えでしょうか、お伺いしたいと思います。

それから、地元の業者への発注という点では、ほとんど県内にはその種の業者はいない、つまりJRの指定する資格を有している企業は特に西郡には1社しかないという話でありますので、実質は指名からも締め出されるというふうな状態になっているわけでありませう。

そういう状況を少しでも打開するような取り組み、努力をすべきではないか、仕事の発注の面でも私は思います。しかも、駅舎の特殊性ということを特にJR側も強調するようでありませうけれども、自由通路はいわばポイントの部分とかあるいは直接ホームにかかわるものとかの仕事ではないわけでありませう。

一部の階段を除けば2階部分に相当する工事でありませう。そういうことを考えれば、いろいろ小分けすれば指定業者でなくともこなせる仕事がたくさん出てくるのではないかというふうに思うわけでありませうけれども、そういう配慮をしてもらって、市内の建設業者に少しでも仕事が行くような、そういう分離発注あるいは工事の仕方、仕様等についてもJR側に強く要求していくという姿勢が必要なのではないかというふうに思います。これについてはいかがでしょうか。

佐竹敬一議長 都市計画課長。

片桐久志都市計画課長 新庄の例を今出されまして、6億7,500万円というようなお話でございましたけれども、私どものこのたび議案として上程をさせてもらっている内容でございますが、総額で6億2,370万円でございますまして、そのうち自由通路そのものだけだとすれば、約4億7,000万円程度というふうなことでございます。

ちなみに、私どもも新庄の方の平米単価をお聞きしておりますが、そうしますと自由通路だけ見れば、通路そのものだけ見れば、大体同じ程度の平米単価になるのかなというふうに思っております。

私どもの平米単価は割り返せば出てきますけれども、フロア面積が自由通路だけですと約806平米ぐらいになりますので、大体新庄と同じ程度かなと。

それから、自由通路の幅員のお話でございますが、これについても私どももいろいろ資料をとっておりますけれども、全幅でたしか6メートルでございますが、手すりがついておりますので、内々では5メートルというふうな幅員のごようでございます。寒河江の自由通路についても、全幅で5.6メートル、内々で5メートルというふうな新庄と大体同じ幅員になるのかなと。

それから、ほかの山形新幹線の延伸で建設された駅があるわけでございますが、新庄駅、村山駅ありますが、それらの駅では有効幅員が4.1とか4.0とか、非常に寒河江よりは狭い幅員のごようでございます。

それからもう1つ、新庄の方は御案内のごように自由通路と、それからユメリアという複合施設の合築でございます。そうしますと、1階部分のフロア面積も相当あるわけでございますのでプールに平米単価を出しますと、非常に下がってきます。

ただ、寒河江の場合は、御案内のごように狭いJRの敷地の中に橋上駅舎と自由通路を2階部分で結ぶというふうな形態をとるわけでございます。ほとんどトイレを除いては、寒河江の場合には2階部分になるというふうなことでございますので、やはり総2階、また2階部分と1階部分は2階部分の半分ぐらい使えるものと。

また、寒河江みたいに2階が9割以上、1階部分が1割というふうな建物の内容では、コストはやはり高めになるというふうなことになるざるを得ないところもあるわけでございます。

それから、こういう仕事のない時期でございますので、地元の業者への発注というふうなことでございますが、先ほど申し上げましたごように、私どもも可能な仕事については、地元の業者の方に仕事を与えていただくごような御要請は強く訴えてまいりたいと、要請したまいりたいというふうなことを考えております。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 今ここでのやりとりで、新庄を1つの例として取り上げたわけですが、ぜひ詳細なチェックをする必要があるんじゃないかということ私は思っているわけです。

新庄の場合は総事業費が56億なんですよ。

いわゆる駅舎部分の行政がかかわる部分なんですけれども、その中のストリートギャラリーが6億7,500万円だということで、無論、共通の部分もあるでしょうし、そう単純比較はできないんですけれども、こういう1つの例があるということを示したわけでありまして。

ですから、当然議会にもそういうことは提示すべきだし、そしてお互い謙虚に検討するという、これは非常に高額なお金ですので、それをJRに託すわけですので、やはりそれなりのチェックをきちっと果たせるようにデータを提示していただきたいというふうに思うわけでありまして。

それから、ぜひ地元の業者の活用については検討していただきたい。特に仙台支社が中心になるものですから、仙台の建設業者が入ってくるというのが大半のようであります。有名なのが仙建興業というんですか、毎度有名ですが、ここら辺に全部仕切られてしまうようでは、やはり何のための公共事業かというふうになりますので、ぜひそこら辺も十分チェックをしていただきたいと。

私も引き続きこの問題についてはチェックしていきたいというふうに思っていますので、よろしく御配慮をお願いしたいと思います。

佐竹敬一議長 ほかにございませんか。伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 今、遠藤議員から協定金額の算出根拠などについての質問がございました。

私も率直に言って、直観的に非常に割高な協定金額なのではないか、こういう思いをしたところであります。

この算出根拠について、今一定の回答があったわけでありましてけれども、具体的に独自でこういう金額を算出をなさったのか、JR側が算出した金額に基づいて協定を結ぼうとしているのか、それとも市独自として、どこかの会社に算出根拠を委託して計算をしてもらった根拠なのか、その辺について具体的にお伺いをしたいというふうに思います。

それから、この自由通路の新築工事とあわせて、駅舎も当然くっついているわけでありまして、工事が同時期に行われるというふうに思いますけれども、この駅舎の移転、新築の工事補償費というか移転補償費、この金額について幾らかかると見込んでおられるのかお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、当然工事期間にはバスの代行運転などが行われるというふうに思うんですが、こうしたバス代行の運転費用、こうした費用についての本市での負担などはあるのかどうかお尋ねをしたいというふうに思いますし、あわせて工事期間はいつからいつまでなのかお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、この第4号議案は基本協定の締結という議案になっているわけでありましてけれども、基本協定の全文、契約、協定の全体の契約書を議会に提示をして審議をするということが必要なのではないかとこのように思いますが、この基本協定の締結についてという議案になっていますけれども、協定の主要な部分というか、これのみの提案なのではないかというふうに思いますが、全文の契約書というか、基本協定書の全文、これの提示をぜひお願いをしたいというふうに思いますし、協定書全体の内容などについてポイントを御説明いただきたいというふうに思います。

以上です。

佐竹敬一議長 都市計画課長。

片桐久志都市計画課長 何点が御質問がございましたので、順次お答え申し上げます。

算定根拠については、本当に専門の知識を要するものでございますので、詳細設計についてはJR東日本の方に詳細設計の委託をしております。その積み上げが先ほど申し上げましたような6億2,370万円というふうな

数字になってきております。

それから、駅舎の補償でございますが、これについては昨年9月議会のときにも債務負担行為を予算の中で御審議いただいておりますので、そのときも御説明申し上げたかと思えます。

なお、建設委員会の中でも、詳細に私どもの駅前の所長の方から御説明申し上げておるわけでございますが、基本的には今の駅舎の機能を回復する内容でなければならないというふうに、公共事業の補償の要綱でなっております。

それに従いまして積算をしておるわけでございますが、そうしますと、駅舎ほか検修庫、それからもろもろの建物が10棟ございます。それらの機能回復を図るというようなことで、建物については5億6,000万円程度。

それから線路、いわゆる軌道敷でございますが、これについても今度、今姥石踏み切りが複線になっておまして、非常に遮断機の上げ下げに時間を要しているというふうなことがあります。この区画整理の中では踏み切りを単線にするというふうなことで、遮断時間の短縮を図っていくというふうなことで、本当に全面的な線路の張りかえが必要になっております。それらが大体1億3,000万円程度。

それから電気工事とか、電気工事は信号機とか通信線とかがあるわけでございます。それからホーム、洗浄設備、路盤、これなどを合わせまして約4億1,000万円ぐらい。

それから、御質問ありましたバス代行でございますが、左沢駅から長崎駅間のバス代行で短時間に工事を終わらせてまいりたいというふうな考え方でございます。

工事は平成13年7月から2月の半ばまで、約7.5カ月間の短期間の中でしなければならないというふうなことでございます。その間バス代行というふうなことを考えておまして、バスの借り上げでございますが、その7.5カ月間で、延べ2,436台のバスが必要になってくるというふうな計算をしております。

朝、そして夕方のピーク時には一度に13台のバスなどが運行しなければならないというようなことなども、今考えているわけでございます。そのバスの借り上げ、それから長崎駅の駅構内が狭いものですから、一緒にその辺の整備もしなければならないというふうなことでございます。それらを合わせますと、約4億7,000万円ぐらいかなというふうなことでございます。

そうしますと、建物から今申し上げましたバス代行まで含めると、補償としては大体19億ぐらいの額になるうかというふうに今思っております。

それから、協定書の案的なものの添付、いわゆる御提示していただけないかというような話と、内容というような話でございますが、これについては、議員の皆さんも御案内かと思えますが、地方自治法の96条1項5号、いわゆる議決要件があるわけでございます。その自治法の実例にもありますけれども、こういう議案には工事請負契約書の案を添付する必要はないというふうに明示になっておるようでございます。

さらに、またこの場合、議案の内容にするものとしては、契約の目的、方法、金額、相手方を明記すればいいというふうになっておりますので、このたびの議案についても、これに従って内容を調整させていただいたところでございました。

なお、基本協定書の今考えておる案の中身でございますが、寒河江市長を甲といたしまして、そして東日本旅客鉄道株式会社仙台支社長を乙といたしまして協定書を結ぶわけでございますが、この協定書の中身は工事の位置、それから工事の設計、工程は別紙の図書のとおりとするというふうなことをうたっております。

それから、工事の施工は乙施工、これはJR側に委託するわけでございますが、自由通路施設をと。それ以外については寒河江市がするんですよというふうなことです。

それから、工事の費用及び負担でございますが、JRが施工する工事に要する費用については、別紙の概算調書のとおり6億2,370万円とし、甲が負担するというふうな内容でございます。そして、12年度にはそのうち147万円を、そして13年度には本当の工事部分にかかる6億2,223万円をというふうな年度ごとの工事の区分を定めていきたいと思えます。

それから、工事の内容の変更でございますが、いわゆる物価、労賃の変動とか、設計変更によって大きく額が変わる場合は、甲乙協議して処理するんだというふうな内容も盛り込んでおります。

さらには、実際に協定書は2年間のを結びますけれども、今度12年度分、13年度分と実際に分けて工事をしていただく、予算執行もそのようにしていくというふうなことになってまいります。12年度は147万円、それから残りについて13年度というふうなことでございますので、施工協定もその年としの施工協定も結んでいくというふうなことなどもうたっております。

それから、財産の所有権の帰属ということでございますが、工事完了後の財産の所有権の帰属、それから保守管理については甲が行うということで、寒河江市のものになり、寒河江市が管理していくんですよというふうなことでございます。

それからJRの軌道敷、いわゆる線路の上に自由通路がくる部分もあるわけでございます。その部分については、JRの敷地について無償で寒河江市の方で使用できるんだというふうなこともうたっております。

それから、工事を施工する際に必要になってくる、例えば道路法の24条の許可とか、そういうものは寒河江市の方で手続を全部済ませるんだというふうなことをうたっております。

以上が協定書の案の中に盛り込んでいきたいなというふうな内容でございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長　伊藤　諭議員。

伊藤　諭議員　1点だけ御要望を申し上げたいと思うんですけれども、今協定書の内容のポイントについて御説明いただきましたけれども、やはりこの議案に示された金額以外にも、非常に重要な協定の内容が数多く含まれているというふうにお聞きをしたところであります。

確かに議案として明示をする必要はないのかもしれませんが、審議をする資料として、ぜひこれから委員会が開催されるわけでありますので、その前に資料として御提示いただくように議長からお取り計らいをいただきたいというふうに思います。

それと、今回の工事にかかわってどういうふうに変わっていくのかという全体の図面というか、そういうものも資料として、ぜひ議会の方へ出していただくように議長の方からお取り計らいをお願いして質問を終わりたいと思います。

佐竹敬一議長　ただいま伊藤　諭議員より、議第4号に対する資料提出の申し入れがありました。この際お諮りしたいと思います。

議第4号に対する資料提出の求めに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

よって、当局に資料を求めることに決しましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにありますか。川越孝男議員。

川越孝男議員　今、お二人から質問ありましたので、重複を避けてお尋ねをしたいと思います。

一つは図面といいますか、7ページに自由通路の新設工事の関係が出ていますわけでありますけれども、実際のJRの敷地から東側に移動するわけでありますし、換地の状況などがどうなるのか、現在のJRの敷地とは変更してくるのではないかというふうに思われます。

したがって、その辺の位置図、それから現在のJRの敷地面積と移設後の、区画整理で減歩もあるわけでしょうけれども、最終的に今回こういう計画をされた段階でのJR部分の総面積はどれぐらいになっているのか、この点をお聞かせいただきたいと思います。

それから2つ目は、いろいろ2カ年にわたってやっていくようでありますけれども、それぞれのスケジュール、列車運行をやめてバス代行する期間はわかりました。しかし、全体的にそれぞれがいつごろから解体が始まって、

いつごろ建物ができてとかという一連の関係のスケジュールを教えてくださいたいと思います。

それから、先ほど課長から駅舎の関係について、自由通路だけでなく移転に伴う総事業費として19億というふうなことがあり、その内訳も口頭であったわけですが、先ほど口頭であった内容を資料として出してくださいというふうに、これはお願いをしてお尋ねを終わります。

佐竹敬一議長 都市計画課長。

片桐久志都市計画課長 JRの換地前と換地後の面積というようなことでございますが、今ちょっと手元に資料を持ってきておりませんので、後ほどお話を申し上げたいというふうに思っています。

それからスケジュールでございますが、工事の実施はサクランボのシーズンが終わってからというふうなことで、7月からというようなことを考えておりますけれども、それ以外の詳細についてはまだ固まっておりませんので、固まり次第またお示しをさせていただきたいというふうに思っています。

それから、総事業費は先ほど申し上げた内容でございますので、ひとつ御理解をいただきましたと思います。

佐竹敬一議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

予算特別委員会の設置

佐竹敬一議長 日程第13、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第2号については、議長を除く23人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第2号については、議長を除く23人を委員に選任し構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第14、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
厚生委員会	承認第1号
建設委員会	議第3号、議第4号
予算特別委員会	議第2号

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時06分

再 開 午後 3時40分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐竹敬一議長 日程第15、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

厚生委員長報告

佐竹敬一議長 厚生委員長の報告を求めます。16番佐藤厚生委員長。

〔佐藤暘子厚生委員長 登壇〕

佐藤暘子厚生委員長 厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、2月1日午後1時から市議会図書室において、委員6名中5名出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、承認第1号であります。審査の内容を申し上げます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて（「寒河江市医療費支給に関する条例の一部を改正する条例」の一部を改正する条例）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、12月7日の本会議に改正案を提出する前に県の方に確認したのかとの問いがあり、当局より、12月7日に改正案を提出するということは県の方にも連絡しておりますし、提出して悪いという指導もありませんでしたとの答弁がありました。

委員より、臨時会を開催する暇がないという理由であるが、客観的に見て臨時会を開催するのが本来の対応ではなかったのかとの問いがあり、当局より、本会議において助役から答弁があったとおりですとの答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上をもって厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設委員長報告

佐竹敬一議長 次に、建設委員長の報告を求めます。19番松田建設委員長。

〔松田伸一建設委員長 登壇〕

松田伸一建設委員長 建設委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は本日2月1日午後1時から2階会議室において、委員6名全員出席、当局より関係課長等が出席して開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第3号及び議第4号の2案件であります。

最初に、議第3号寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より、特定環境保全公共下水道工事の減額は工事の進み具合に支障はないのかとの問いがあり、当局より、当初の施工延長はそのまま、13年度早い時期の一部供用開始を予定して進めておりますとの答弁を得ております。

委員より、浄化センター建設を委託している中で、どの部分が増えたのかとの問いがあり、当局より、3年間の工事として委託している中で、前倒しのできる部分の補正ですとの答弁を得ております。

ほかに御報告するような質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第3号は全会一致をもって原案を了とすべきものに決しました。

次に、議第4号左沢線寒河江駅構内自由通路新設工事委託に関する基本協定の締結についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より、新幹線との自由通路での比較は行ったのかとの問いがあり、当局より、新庄駅の自由通路と同単価と思っておりますとの答弁を得ております。

委員より、トイレが1階にしか設置されていないが、JRで2階に設置するのかとの問いがあり、当局より、駅舎の部分に1カ所ありますとの答弁を得ております。

委員より、駅舎と自由通路は一体発注なのか分離なのか、入札差金の処理はどうなるのかとの問いがあり、当局より、一体構造であり一体的な発注になると思います。入札差金は最終的に精算になりますとの答弁を得ております。

委員より、自由通路と駅舎の共用部分の費用の案分はどうなっているのかとの問いがあり、面積により案分になっておりますとの答弁を得ております。

ほかに御報告するような質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第4号は全会一致をもって原案を了とすべきものに決しました。

以上で建設委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。9番伊藤予算特別委員長。

〔伊藤忠男予算特別委員長 登壇〕

伊藤忠男予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は本日2月1日午前11時15分から本議場において、委員21名出席、当局からは市長を初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第2号平成12年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）であります。

議第2号を議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りました。主な質疑を申し上げます。

一つ、雪による被害の状況について

一つ、日中の除雪を委託業者に委託することについて

一つ、商店街の排雪計画の区間設定と補助金について

一つ、農道除雪の要望状況についてなどの質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結して各分科会に分担付託を行い、一たん休憩いたしました。

次に、本日2月1日午後3時10分から本議場において、委員22名出席、当局からは市長を初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

議第2号を議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第2号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって予算特別委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第16、これより質疑、討論、採決に入ります。

承認第1号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより承認第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、承認第1号は承認することに決しました。

議第2号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

議第3号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

議第4号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第4号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午後3時53分

佐竹敬一議長 これでは平成13年第1回寒河江市議会臨時会を閉会いたします。
大変御苦労さまでございました。

寒河江市議会議長

佐 竹 敬 一

会議録署名議員

松 田 孝

同 上

新 宮 征 一